

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
老人保護措置事業	老人福祉法に基づき、要援護高齢者を養護老人ホームに入所措置することにより、当該高齢者等の福祉の向上を図る。	保健福祉課へ相談	在宅での生活が困難な状況にあるひとり暮らし高齢者等		費用徴収基準による	老人福祉法	保健福祉課
生きがい活動支援通所事業 (生きがいデイサービス)	心身が虚弱で家に閉じこもりがちな高齢者が自立した生きがいの持てる生活が送れるよう、生きがいデイサービスセンター「豊栄のさと生きがいデイサービスセンター」に生きがい活動援助員をおき、さまざまなサービスを提供する。	保健福祉課へ登録申請書を提出	要介護認定で自立及び要支援に認定された65歳以上の方。および概ね60歳から64歳の家に閉じこもりがちな虚弱な方	2回～3回程度/週	600円/回	介護予防・生活支援事業実施要綱	保健福祉課
高齢者地域ふれあい交流事業	高齢者を対象に健康増進と介護予防を図る。	地域総合センターに申請書を提出	おおむね65歳以上で自立の生活ができています	毎月2回(第2・4水曜日)	200円/回	高齢者地域ふれあい交流事業	人権政策課(地域総合センター)
高齢者小規模住宅改造助成事業	要介護2以上高齢者が、在宅で自立心をもって生活できる住環境を整備するため、日常動作能力の低下した高齢者の排泄・入浴・移動などを容易にするための住宅改造に必要な経費を助成し、ねたきり予防、生活の助長、家族介護の軽減を図る。	保健福祉課へ必要書類を提出 ・申請書 ・改造経費の見積書 ・平面図 ・改造前の写真 ※改修工事の着工までに事前協議必要	以下のすべてに該当する町内居住の方 ①満65歳以上の方 ②日常生活を営むのに支障があり、住宅改造が必要な方 ③準寝たきりおよび寝たきり(判定基準ランクA・B・C)に該当する方 ④滋賀県在宅重度障害者住宅改造費助成事業の助成を受けていない方 ⑤所得制限限度額を超えない方 ※介護保険法に基づく住宅改修費を受給できる場合は、これを優先する。	1回/1住宅	対象経費と50万円を比較して低い方の2分の1を助成	高齢者小規模住宅改造助成事業実施要綱	保健福祉課
紙おむつ支給事業	高齢者等が長期にわたり寝たきり、またはこれに準じた常態にある方で、紙おむつを必要とする場合に予算の範囲内で支給する。 ※年6回奇数月に現物支給	保健福祉課へ申請書を提出	介護保険法に基づく要介護認定4及び5に認定された方が、長期(3ヶ月以上)にわたり寝たきり状態にあり紙おむつを必要とする高齢者 介護保険法に基づく要介護認定3以上に認定された者で、認知症により失禁状態であり紙おむつを必要とする者等。			紙おむつ支給事業実施要綱	保健福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
外出支援サービス事業 (すまいるたうんばす)	交通機関を利用することが困難な方に対して、移送用車両（リフト付き車両）により、利用者の地域と、町内の商用施設や医療機関等との間を送迎することにより、外出の負担軽減を図る。医療機関からの帰宅に限ってデマンド運行を実施。	不 要 ※地域の各指定場所から乗降	次のいずれかの方。 ① 概ね65歳以上の高齢者の方 ② 介護保険法に基づく第2号被保険者の方 ③ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ④ 必要と認められる介護者の方 ⑤ その他特に必要と認められる方	月曜日～金曜日 8:15～16:40 (但、日曜日、土曜日、年末年始、祝祭日を除く)	無料	すまいるたうんばす運行事業運営要綱	保健福祉課
緊急通報整備事業 (緊急通報システム)	在宅ひとり暮らし高齢者等の急病・事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安解消と安全を確保するため、受信センターに看護師等を配置し、通報機器を貸与する。	保健福祉課へ利用申請書を提出	概ね65才以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯等 NTT→◎ eo光→×		費用徴収基準による ・115円/月額 程度 ・維持管理・修繕等に要する費用は利用者実費負担	豊郷町緊急通報システム事業実施要綱	保健福祉課
敬老祝賀事業 (長寿祝金等の支給)	多年にわたって社会を支えてきた高齢者に対し、敬老の意を表し長寿祝金を支給する。 ①満88歳 10,000円 ②満100歳 100,000円	不 要（省略）	町内に1年以上住所を有し、かつ、居住する満88歳および満100歳の高齢者			長寿祝金条例	保健福祉課
福祉用具の貸出し (相談)	身体の機能低下防止・機能回復・介護負担の軽減等を目的として、在宅の寝たきり高齢者等に福祉用具（車いす）を貸出しする。また、福祉用具の購入等にかかる相談により、身体等の状況にあった適正な福祉用具の有効利用を図る。	社会福祉協議会へ相談	介護保険の対象とならない高齢者等で、貸出しが必要と認められる方	3ヶ月以内	・車イス 300円/月 ・相談 無料		地域包括支援センター 社会福祉協議会
在宅老人給食サービス事業補助金	公民館等で老人クラブなどが行う給食サービス事業（食事会）に要する経費（食材費）について、予算の範囲内で補助金を交付する。 1食あたり400円が限度額。	保健福祉課へ補助金交付申請書を提出（サービスの利用については、各実施団体へ申し込み）	*補助金交付申請者 単体老人クラブ *サービス利用対象者 概ね65歳以上の高齢者		*サービスの利用者負担金額は、各実施団体により決定。	在宅老人給食サービス事業補助金交付要綱	保健福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
豊郷町宅老所等整備運営補助	高齢者が同世代や他世代との交流により要介護状態になることを予防し、高齢者が心身の健康保持・増進を図ることを目的として宅老所等の整備運営事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 * 施設整備費 2,000,000円以内 * 設備整備費 150,000円以内 * 施設運営費 30,000円/月	保健福祉課へ補助金交付申請書を提出 (事前協議必要)	宅老所を整備・運営しようとする社会福祉法人、医療法人、農業協同組合、および特定非営利活動法人であって、本事業の継続性が認められる者			宅老所等整備運営費補助金交付要綱	保健福祉課
地域見守り実施事業	在宅高齢者の福祉の増進を図るため、町内自治会が行う見守り活動事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付する。	保健福祉課へ補助金交付申請書を提出	町内自治会			在宅高齢者見守り運動実施事業補助金交付要綱	保健福祉課
成人すこやか健診 国保特定健診 後期高齢者健診	特定健診・後期高齢者健診は各保険者により実施される。「特定健康診査(特定健診)」は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善を目的とした健診で、40～74歳(実施年度内の年齢)の方を対象に、すべての医療保険で実施が義務づけられ、豊郷町では豊郷町国民健康保険の方を対象に国保メタボ健診(特定健康診査)を実施する。後期高齢者健診は75歳以上の方を対象に後期高齢者医療保険により実施される。	成人すこやか健診：国保特定健診の集団健診と同時実施。直接会場に来所し受診。(20～74歳で医療保険に入っていない者については、個別に受診券を送付予定。受診票を持参のうえ、受診。) 国保特定健診：町より受診券を発送、健康保険証と両方を健診会場に持参する。集団健診・医療機関での個別健診対応。 後期高齢者健診：受診券を発送、医療機関にて個別健診にて対応。	成人すこやか健診 ・20～39歳は、職場で健診を受ける機会のない者 ・20～74歳で医療保険に入っていない者 国保特定健診 40～74歳の豊郷町国民健康保険被保険者 後期高齢者健診 75歳以上の者で、生活習慣病で定期的に通院・血液検査をされていない方	年1回	成人すこやか健診：500円 (20～74歳の医療保険に入っていない者については無料) 国保特定健診：40～69歳 500円 70～74歳 無料 後期高齢者健診：無料	高齢者の医療の確保に関する法律 健康増進法	医療保険課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
各種がん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの早期発見・早期治療を目的とする。	電話等による申し込みをし、集団健診にて実施。子宮頸がん・乳がん検診は医療機関委託も実施	胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診：40歳以上の者 子宮頸がん検診：20歳以上の女性 乳がん検診：40歳以上の女性	年1回 *子宮頸がん・乳がん検診は2年に1回	〈集団健診〉 胃がん…500円 大腸がん…500円 子宮頸がん…500円 乳がん…500円 肺がん…胸部X線撮影は無料 痰の検査に該当する場合は、500円 〈医療機関委託〉 子宮頸がん:500円 乳がん:40～49歳500円 50歳以上500円 *ただし、70歳以上は無料	健康増進法	医療保険課
結核検診	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により結核の早期発見・早期治療を図ることを目的とする。	5月15日～17日、19日、21日～22日、11月19日～21日に実施最寄りの会場で受診	65歳以上の者	年1回	無料	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」	医療保険課
骨粗しょう症健診	骨粗しょう症健診の実施。早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。	電話等による申し込み	30歳以上の女性	年1回	500円	健康増進法	医療保険課
肝炎ウイルス検診	肝炎に関する正しい知識の普及と受診者自身が感染状況を認識し、必要に応じて保健指導・受診により肝炎による健康被害を回避、症状軽減、進行遅延を図ることを目的とする。	対象者へ個別通知し、国保特定健診(集団)または指定医療機関での個別検診で対応	・今年度41歳に達する方で、今まで肝炎ウイルス検診を受けたことがない方 ・国保特定健診の肝機能検査において要指導域で今まで肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	1回	無料	健康増進法	医療保険課
老人健康教育 介護予防講座	各老人会から要請を受け、社会福祉協議会、医療保険課、地域包括支援センターと協議し実施する。		老人会会員など		無料		医療保険課 地域包括支援センター